長崎港港湾脱炭素化推進協議会 規約

(設置)

第1条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。)第五 十条の三第一項の規定に基づき、長崎港港湾脱炭素化推進協議会(以下 「協議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 協議会は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画(以下「港湾脱炭素化推進計画」という。) の作成等に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
 - (2) 港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
 - (3)港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること
 - (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

- 第4条 協議会は、法第五十条の三第二項の規定に基づき、別表に掲げる構成 員等によって構成するものとする。ただし、事務局が必要と認めたとき は、構成員等を追加することができる。
- 2 協議会には会長1名を置くものとし、長崎港湾漁港事務所長とする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成 員がその職務を代行する。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員に代わるものを協議会に出席させることができる。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。
- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、協議の通知を受けたときは正当な理由がある場合を除き、当該 通知に係る事項の協議に応じなければならない。やむをえない理由により 協議に応じられないときは、あらかじめその旨を会長に報告するものとす る。
- 4 協議会は、構成員の総数の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 5 協議会の議事は、出席した構成員の総数の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 6 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、 意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 7 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を 尊重しなければならない。

(書面による会議)

第6条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(情報公開)

- 第7条 協議会は原則公開とするが、構成員等の自由な意見交換の確保及び企業等の利害に関する情報の保護等のため、一部については非公開とする。
- 2 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局 が協議の上、事務局が行う。
- 3 議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第8条 構成員等及び第5条第6項の規定に基づき協力等を求められた者は、 協議会において知り得た情報(前条の規定により公開された議事次第、配 付資料及び、議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用しては ならない。

(部会)

- 第9条 協議会は、特定の事項を処理するため、部会を置くことができる。
- 2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて協議会の議決とすることができる。
- 3 第5条から前条までの規定は、部会について準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、長崎港湾漁港事務所港湾課及び土木部港湾課に 置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この規約は、令和5年8月30日から施行する。

長崎港港湾脱炭素化推進協議会 構成員

(五十音順)

区分	組織名
団体 • 企業	株式会社 大島造船所
	西部ガス長崎 株式会社
	長崎港運協会
	長崎港コンテナターミナル運営協会
	長崎地区海運組合
	長崎旅客船協会
	三菱重工業 株式会社
行政機関	国土交通省 九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所
	長崎県 県民生活環境部 地域環境課
	長崎県 産業労働部 新産業創造課
	長崎県 水産部 漁港漁場課
	長崎県 土木部 港湾課
	長崎県 長崎振興局 長崎港湾漁港事務所
	長崎市 環境部 ゼロカーボンシティ推進室
オブザーバー	九州電力 株式会社 長崎支店
事務局	長崎県 土木部 港湾課
	長崎県 長崎振興局 長崎港湾漁港事務所 港湾課